

第5章 自立生活の支援の充実

1 生活支援サービス事業

日常生活上の困り事への支援需要が増加していくことが予想されるため、引き続き在宅高齢者に対する福祉サービスを提供していくとともに、効果的な新しい支援策についても、ニーズの把握に努めながら検討を進めます。

主な取組

- 配食サービス事業
- 緊急通報システム事業
- はり、きゅう、マッサージ等施術費助成事業
- ファミリー・サポート・センター事業



緊急通報システム装置

2 家族介護支援サービス事業

在宅で介護を受けている高齢者や家族を支援する事業です。

主な取組

- 寝具洗濯乾燥消毒費助成事業
- 家族介護用品購入費助成事業

3 高齢者の保護措置等

身体上自立しているが生活環境や経済的な理由などにより、在宅での生活が困難な高齢者や、虐待、介護放棄などの理由により介護サービスの利用が困難な高齢者を養護するため、市保健福祉部（福祉事務所）高齢福祉課内に社会福祉主事、いわゆるケースワーカーを配置し、健全で安らかな生活を保障するための支援を行っています。

第6章 生きがいづくりの推進

1 生きがいづくり事業

高齢者の生きがいづくりに関する様々な活動を推進するため、地域において集い、憩える活動の場の確保や就業機会の創出に取り組む各種団体の運営・活動を支援するほか、デジタル化への対応など、元気な高齢者を支援することにより、高齢者の生きがいづくりの推進に努めます。

主な取組

- 高齢者はじめてICT推進事業
- 生きがいづくりチャレンジ応援事業
- 老人クラブ活動助成事業
- 福祉作業所運営事業
- 老人いこいの家運営事業
- 福祉バス運行事業
- シルバー人材センター運営補助事業
- 老人会館補助事業
- 老人福祉センター運営事業



タブレットPC端末にチャレンジ



日立市シルバー人材センター会員による除草作業



新たに運行を開始した福祉バス

2 高齢者を敬う取組

高齢者は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛される方であることから、敬老会の開催や長寿に対する祝金を支給することにより、ますますの健康長寿を期待し、高齢者に対する福祉の向上を図ります。

主な取組

- 敬老会開催事業
- 長寿祝金支給事業



敬老会の様子

第7章 充実した介護保険事業の推進

1 介護（介護予防）サービスの現状と見込み

介護（介護予防）サービスについては、介護保険法に定めがあるサービスをおおむね提供することができていますが、サービス提供に当たっては、前計画から引き続き、住み慣れた地域で介護や支援を必要とする方が、必要な時に必要なサービスを適切かつ円滑に利用できるよう、県や事業者と連携を図りながらサービスの充実に努めます。

2 介護サービスの適正な提供と質の向上

事業者に対する情報提供や指導監督など、必要な事業に取り組むとともに、不適正、不適切な介護サービス事業所については、県との連携を図りながら是正指導に当たるなど、サービスの適正な提供と質の向上に努めます。

また、前計画期間と同様に、第8期介護保険事業計画と一体で「日立市介護給付適正化計画」を策定し、引き続き、増加する介護給付費の健全かつ円滑な執行を図ります。

3 介護保険事業等の円滑な運営

円滑な要介護認定を推進するとともに、低所得者に配慮した保険料の設定や利用料の軽減を図ります。

また、介護保険法の改正に伴う高額介護サービス費の負担上限額の見直しや、地域包括ケアシステムのさらなる推進に向けた新たな事業の実施などに関する介護保険制度の周知・広報に、引き続き取り組みます。

4 介護人材の確保と業務の効率化に向けた取組

介護事業者や県、関係機関・団体等との連携強化を図りながら、介護の仕事の魅力発信、職員の処遇や職場環境の改善促進研修の実施などを通して、市内事業所の人材の確保及び資質の向上等の支援に努めます。

さらに、市奨学金を利用して大学等を卒業した方が介護福祉士などの国家資格を取得して、市内事業所に就業した場合などに市が補助する取組や、出産・育児、介護などのために離職した女性や就業したことのない女性を対象に、資格取得経費の一部を市が補助する取組などを通して、介護の資格を取得したい方や、福祉の仕事を探している方を支援します。

また、業務仕分けや介護ロボット・センサー・ICTの活用、介護分野の文書に係る個々の様式や手続の簡素化等による介護職員等の負担軽減とともに、介護職員等が利用者へのケアに集中し、ケアの質の向上が図られるよう、

業務効率化に向けた取組を支援します。

5 介護保険事業等に関わる費用の見込み

令和3年度から5年度における介護サービスの見込量を基に、介護保険事業等に関わる費用を試算します。第1号被保険者の保険料は、3年間の保険財政の均衡を保つように算定します。

また、団塊の世代が75歳以上となる2025年（令和7年）に加え、団塊ジュニア世代が65歳以上になり、生産年齢人口が急減する2040年（令和22年）のサービス量、保険料水準についても、現状を反映した推計を行います。

(1) 介護サービス利用者等の推計

高齢者人口は令和3年度からの3年間で微減となる一方で、要介護（要支援）認定を受けている方が多い75歳以上の人口は増加が見込まれます。そのため、要介護（要支援）認定者及び各サービスの利用者については、今後も増加するものと予想されます。

(単位 人)

	令和3年度	4年度	5年度
高齢者人口（65歳以上）	57,717	57,679	57,642
うち75歳以上	32,285	33,023	33,761
要介護（要支援）認定者	9,269	9,560	9,840
居宅サービス利用者	5,321	5,502	5,652
施設・居住系サービス利用者	2,167	2,266	2,302

(2) 介護保険事業等に関わる費用の見込み

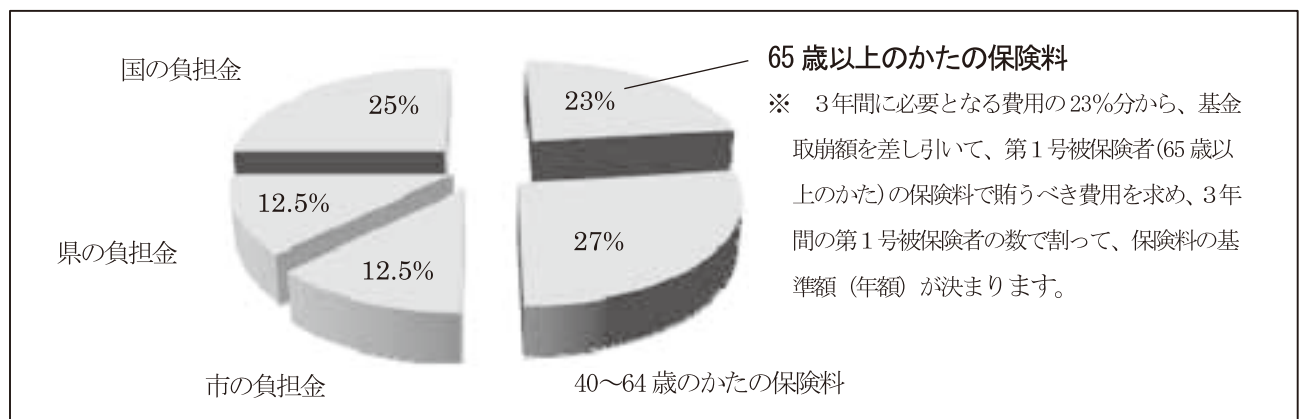
これまでのサービス利用の実績や今後の施設整備計画等を勘案したほか、介護報酬改定による影響を反映するなど精査した結果、第8期においては3年間で、538億6,306万5千円を見込みました。

(単位 千円)

	令和3年度	4年度	5年度	第8期見込額
標準給付費等	16,131,586	17,075,839	17,716,952	50,924,377
市特別給付費・保健福祉事業費	1,736	1,736	1,736	5,208
地域支援事業費	935,567	980,257	1,017,656	2,933,480
計	17,068,889	18,057,832	18,736,344	53,863,065

(3) 第1号被保険者(65歳以上のかた)の保険料

ア 介護保険サービスの財源内訳



イ 基金取崩額（令和3～5年度） 1,798,000千円

介護保険給付費準備基金を取り崩し、令和3年度から5年度までの保険料の軽減を図ります。

ウ 保険料の軽減

負担能力に応じた保険料賦課の観点から、第1段階から第3段階までに該当する方に対しては、公費による保険料率の軽減を図ります。

エ 保険料基準額

(ア) 令和3(2021)年度～5(2023)年度

3年間の保険料基準額 年額 61,800円（月額5,150円）

《参考》 第7期事業計画期間（平成30年度～令和2年度）の保険料基準額との比較

第7期事業計画期間の保険料基準額 年額 59,400円（月額4,950円）

第7期と第8期の保険料基準額の差 年間 2,400円増額（月額200円増額）

(イ) 令和7(2025)年度見込

令和7(2025)年度の保険料基準額見込 年額 63,800円（月額5,318円）

(ロ) 令和22(2040)年度見込

令和22(2040)年度の保険料基準額見込 年額 106,300円（月額8,859円）

オ 令和3～5年度の保険料（年額）

段階区分	対象となるかた	負担割合	保険料額
第1段階	・生活保護を受けているかた ・世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給しているかた ・世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下のかた	基準額×0.3	18,500円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、第1段階に該当しないかた	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下	基準額×0.5
第3段階		上記以外	基準額×0.7
第4段階	本人が市民税非課税のかた（世帯の中に市民税が課税されているかたがいる）	本人の前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下	基準額×0.9
第5段階		上記以外	基準額×1.0
第6段階	本人が市民税課税のかた	本人の前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上、210万円未満	基準額×1.3
第8段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上、320万円未満	基準額×1.5
第9段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上	基準額×1.7

※ 第1段階から第3段階までのかたの保険料については、公費投入による負担軽減が行われています。

※ 上記表の負担割合・保険料額は、制度の見直しにより変更となることがあります。

第8章 高齢者施設の基盤整備・充実

1 介護サービス施設

平成27年4月から、特別養護老人ホームへの新規入所が原則、要介護3以上の方に限定されたことに象徴されるように、いわゆる2025年問題を乗り越えるための制度改正なども予想されるため、本市がこれまで培ってきたサービス基盤の安定確保を図り、在宅での介護の需要や国等における支援策の状況等を捉えながら、効率的な施設の基盤整備を進めます。

主な取組

● 日立市萬春園再整備事業



日立市萬春園（イメージ図）

2 高齢者福祉施設

自宅での自立した生活に不安がある高齢者や、家族による援助を受けることが困難な高齢者等が入居する施設です。老人福祉法で定められた養護老人ホームや軽費老人ホームなどがあります。



かねはた養護老人ホーム（大沼町）

3 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

食事の提供や日常生活の援助などを行う高齢者向けの居住施設（住宅）です。介護が必要な場合、施設自体が介護保険サービスを提供する「介護型」や、施設の外部の介護サービスを利用する「住宅型」の施設などがあります。

4 介護予防拠点施設

介護予防拠点施設とは、寝たきり及び認知症の予防を充実させるため、既存の交流センターや老人福祉センター内に整備した施設です。

今後は、これらの拠点施設の更なる活用を促進し、介護予防事業、介護知識及び介護方法の普及を図ります。

MEMO

MEMO



HITACHI CITY

日立市

日立市高齢者保健福祉計画2021

(概要版)

令和3年3月

発行/日立市

編集/日立市保健福祉部

高齢福祉課

健康づくり推進課

介護保険課

茨城県日立市助川町1-1-1

Tel.0294-22-3111

050-5528-5073

日立市ホームページ

<http://www.city.hitachi.lg.jp>



Hitachi City

